

▲「Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス」に関する利用規約

実施 平成 30 年6月 29 日

目次

第1章 総則

第1条 利用規約の適用

第2条 利用規約の変更

第2条の2 利用規約の公表

第3条 用語の定義

第2章 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの提供機能

第4条 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの提供機能

第3章 契約

第5条 契約の単位

第6条 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約申込みの方法等

第7条 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約申込みの承諾

第8条 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約に基づく権利の譲渡の禁止

第9条 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者が行う Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約の解除

第10条 当社が行う Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約の解除

第11条 その他の提供条件

第4章 利用中止等

第12条 利用中止

第13条 利用停止

第5章 損害賠償

第14条 免責

第6章 雑則

第14条の2 サービスの廃止

第15条 利用に係る Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者の義務

第16条 再販の禁止

第17条 非保証

第17条の2 特約

第7章 附帯サービス

第18条 附帯サービス

別記

1 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者の氏名等の変更

2 スマートグラス端末機器のレンタル提供等

附則

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づき、この「Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス」に関する利用規約(以下「トライアル利用規約」といいます。)を定め、これにより Arcstar Conferencing ビデオ会議サービスのトライアルを提供します。

2 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスは、当社の Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス利用規約に規定する Arcstar Conferencing ビデオ会議サービスを検討している者を対象として、利用可能期間及び利用者数を限定して提供します。

(利用規約の変更)

第2条 当社は、このトライアル利用規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>)上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、Arcstar Conferencing ビデオ会議トライアルサービス利用契約者が特段の申出なく Arcstar Conferencing ビデオ会議トライアルサービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他 Arcstar Conferencing ビデオ会議トライアルサービス利用契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議トライアルサービス利用契約者がかかる変更同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(利用規約の公表)

第2条の2 当社は、当社のホームページ(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>)において、このトライアル利用規約を公表します。

(用語の定義)

第3条 このトライアル利用規約において使用する用語の定義については、次表に規定するほか、当社の Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス利用規約の定めるところに準じるものとします。

用語	用語の意味
1 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス	第4条(Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの提供機能)に規定する機能を利用することができるサービス
2 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約	当社から Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの提供を受けるための契約
3 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者	当社と Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約を締結している者(法人に係る者に限ります。ただし当社が認める者については、この限りではありません。)

第2章 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの提供機能

(Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの提供機能)

第4条 当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスに係る基本機能を次のとおり提供します。

区分	内容
タイプ3	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、1台のスマートグラス端末機器をレンタル利用できるもの。
備考	<p>1 削除</p> <p>2 削除</p> <p>3 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ3に係る者に限ります。)が、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ3に係るものに限ります。)を利用できる期間は、当社が Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ3に係るものに限ります。)の提供を開始した日から7日間とし、利用者数は3を上限とします。</p>

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1の Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者につき1の Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約を締結します。この場合、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者は、1の Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約につき1人に限ります。

(Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約申込みの方法等)

第6条 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社指定の方法により当社に提出していただきます。

- (1) Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスに係る当社の指定する事項
- (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約申込みの承諾)

第7条 当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの申込みがあった場合は、申込みのあった Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスを設置するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その申込みを承諾します。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約の申込みをした者が当社のサービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又は当社のサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3) Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約の申込みをした者が、Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス又は Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスを利用したことがあるとき又は現に利用しているとき。この場合において、タイプごとに適用します。
 - (4) その Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を含む契約申込みをしたとき。
 - (5) その他当社のその Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスに係る業務の遂行上

著しい支障があるとき。

(Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第8条 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者が Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約に基づいて Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2 前項に規定するほか、当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスを、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約の申込みをした本人にのみ提供します。

(Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約が行う Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約の解除)

第9条 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に当社指定の方法により通知していただきます。

(当社が行う Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約の解除)

第10条 当社が行う Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約の解除については、当社の Arcstar Conferencing ビデオ会議 サービス利用規約の定めるところに準じるものとします。

2 前項に規定するほか、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者が第8条(Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)に違反していることを当社が知った場合、当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約を解除する場合があります。

(その他の提供条件)

第11条 利用中止、通信利用の制限等、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者の維持責任、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者の切分責任、修理又は復旧の順位、データ等の取り扱い、承諾の限界、技術資料の閲覧、法令に規定する事項及び当社が取得する個人情報の取り扱いについては、当社の Arcstar Conferencing ビデオ会議 サービス利用規約の定めるところに準じるものとします。

2 前項に規定するほか、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第4章 利用中止等

(利用中止)

第12条 当社は、第11条(その他の提供条件)の規定に基づく利用の中止によって生じた Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスを利用する者及び第三者の損害については責任を負いません。

(利用停止)

第13条 当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの利用を停止することがあります。

(1) 第15条(利用に係る Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者の義務)の規定に違反したとき

- (2) 第 16 条(再販の禁止)の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号に規定するほか、この利用規約の規定に反する行為であつて、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 損害賠償

(免責)

- 第 14 条 当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの提供において、その完全性、正確性、確実性、有用性等を保証するものではありません。また、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの利用にともない、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスに係る Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者及び第三者に発生する損害については、当社の故意又は重過失による損害を除き一切の責任を負わないこととします。
- 2 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している記憶装置に係る情報を消去することがあります。
- 3 このトライアル利用規約に定める免責に関する事項は、このトライアル利用規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこのトライアル利用規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第6章 雑則

(サービスの廃止)

- 第 14 条の2 当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの全部又は一部を廃止することがあります。
- 2 前項の規定による Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの全部又は一部の廃止があったときは、その Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの全部又は一部の廃止に伴い、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第1項の規定により Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者に通知します。

(利用に係る Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者の義務)

- 第 15 条 当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者に次のことを守っていただきます。
- (1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。

- (3) ビデオ会議サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4) 第三者になりすましてビデオ会議サービスを利用する行為をしないこと。
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8) ビデオ会議サービスに係るソフトウェアあるいは技術データを、適用される法令に違反する態様で、直接的あるいは間接的に、輸出又は再輸出しないこと。
 - (9) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- 2 当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者が前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者に負担していただきます。

(再販の禁止)

第 16 条 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスを他人へ再販できないものとします。

(非保証)

第 17 条 当社は Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者に対し以下を保証するものではありません。

- (1) Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスが他人の権利を侵害しないこと。
- (2) Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスが Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者の期待通りの性能・品質・効用を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動に誤りがないこと。

(特約)

第 17 条の2 このトライアル利用規約の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第7章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 18 条 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記2に定めるところによります。

別記

1 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者の氏名等の変更

- (1) Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- (2) 前号の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

2 スマートグラス端末機器のレンタル提供等

- (1) 当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ3に係る者に限ります。)から請求があったときは、スマートグラス端末機器をレンタル提供します。
- (2) スマートグラス端末機器のレンタル期間は、第4条(Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの提供機能)に定める期間と同じとし、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ3に係る者に限ります。)は、利用期間終了後7日以内に貸与されたスマートグラス端末機器を当社の指定する場所に返還するものとします。また、スマートグラス端末機器の返却に関わる配送料等の諸費用は Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ3に係る者に限ります。)の負担とします。
- (3) Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ3に係る者に限りません。)がスマートグラス端末機器を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (4) Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ3に係る者に限りません。)は、当社が提供した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (5) Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ3に係る者に限りません。)が(4)の規定に違反して端末を亡失、滅失(修理不能、所有権の侵害を含む)または毀損(所有権の制限を含む)した場合、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ3に係る者に限りません。)は当社に対し、代替利用機器(新品)の購入代価相当額または利用機器の修理代相当額を支払い、また損害があるときにはこれを賠償するものとします。この場合において、支払いについては、当社が指定する方法で支払うものとします。
- (6) スマートグラス端末機器に蓄積されたデータがある場合には、残存するデータなどに起因して Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ3に係る者に限りません。)その他第三者に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

附 則(平成 30 年6月 29 日 VVサ第 00358626 号)
この利用規約は、平成 30 年6月 29 日から実施します。

附 則(令和2年2月 14 日 VVサ第 00603943 号)
この改正規定は、令和2年3月2日から実施します。ただし、第 14 条の2(サービスの廃止)の規定は、令和2年3月 31 日から実施します。

附 則(令和3年5月 19 日 APS1サ第 00785687 号)
この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

附 則 (令和3年 11 月 29 日 APS1サ第 00852660 号)
1 この改正規定は、令和3年 12 月 31 日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和4年5月 19 日 APS1サ第 00921466 号)
1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。